

北九州市水道条例

昭和38年12月29日
条例第119号

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、北九州市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件および給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(給水装置の定義)

第 3 条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するため市が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第 4 条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置（1世帯または1個所で専用するもの）
- (2) 共用給水装置（屋外に設置し、2世帯以上で家事の用に使用するもの）
- (3) 私設消火せん（消防用に使用するもの）

第 2 章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第 5 条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）第13条に規定する給水装置の軽微な変更及び管理者が別に定める修繕を除く。）又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。

(工事の施行)

第 6 条 給水装置工事（前条第1項の管理者が別に定める修繕を含む。第40条の2第2項において同じ。）は、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の指定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あ

らかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

（給水管及び給水用具の指定等）

第6条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

（工事の費用負担等）

第7条 給水装置工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、給水装置工事の申込者の負担とする。

2 給水装置の新設の工事又は既設水道メーターの口径を増す改造の工事をしようとする者は、別表第1に定める金額に100分の110を乗じて得た額の納付金を納入しなければならない。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 公道に布設された給水装置のうち、分水せんから止水せん（止水せんが2以上あるときは、第1止水せん）までの給水管は、市の責任において維持管理をするため、無償譲渡を受けるものとする。

（工事費の算出方法）

第8条 工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 設 計 費
- (2) 材 料 費
- (3) 運 搬 費
- (4) 労 力 費
- (5) 路面復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間 接 経 費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出について必要な事項は、別に管理者が定める。

（工事費の予納等）

第9条 給水装置工事の申込者は、設計により算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後これを精算し、過不足があるときは、こ

れを還付し、又は追徴する。

第 10 条及び第 11 条 削除

(工事費の未納についての処置)

第 12 条 給水装置工事の申込者が工事費を指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、給水装置工事の申込者は、市にその損害を賠償しなければならない。

(第三者の異議についての責任)

第 13 条 管理者が行う給水装置工事について、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事の申込者の責任とする。

(給水装置の変更)

第 14 条 管理者は、配水管の移転その他の理由によって給水装置工事を必要とするときは、給水装置の所有者の申込みがなくても管理者が行うことができる。

第 3 章 給 水

(給水の原則)

第 15 条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情または法令もしくはこの条例の規定による場合のほか制限または停止することはない。

2 給水を制限または停止しようとするときは、その日時および区域を定めてそのつどこれを予告する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

3 給水の制限、停止、断水または漏水のため、損害があっても、市は、その責任を負わない。

(給水の申込み)

第 16 条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を得なければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第 17 条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(水道メーターの設置)

第 18 条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に市の水道メーターを設置する。ただし、管理者が水道メーターの必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の水道メーターの位置は、管理者が指定する。

(総代理人の選定)

第 19 条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、

水道の利用者又は給水装置の所有者の中から総代人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共同で使用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の総代人を不適当と認めたときは、総代人を変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第20条 水道の利用者は、その家族、同居人、被用者等の行為についてもこの条例に定める責任を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第21条 水道の利用者又は給水装置の所有者は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕その他の処置を必要とするときは、管理者又は指定給水装置工事事業者が行うものとする。ただし、管理者が適当と認めるときは、水道の利用者又は給水装置の所有者に行わせることができる。

3 第1項の規定による届出がなくても管理者が必要と認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

4 第2項の規定による修繕その他必要な処置に要する費用は、水道の利用者又は給水装置の所有者の負担とする。

(市の水道メーターの貸与)

第22条 水道の利用者若しくはその総代人又は給水装置の所有者若しくはその総代人若しくは代理人（以下「水道利用者等」という。）は、給水装置に市の水道メーターが設置されたときは、善良な管理者の注意をもってその水道メーターを管理しなければならない。

2 前項の管理義務を怠ったため生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(届 出)

第23条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止するとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) 消防演習に使用するとき。
- (4) 用途または水道メーターの口径を変更するとき。

第24条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 前使用者等の水道の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。
- (2) 総代人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (3) 給水装置の所有者に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (4) 水道の使用世帯数に異動があったとき。
- (5) 消防用に水道を使用したとき。

(私設消火せんの使用)

第25条 私設消火せんは、消防または消防演習のほか使用してはならない。

- 2 私設消火せんを演習用に使用する者は、管理者の指定する市の職員の立会を受けなければならない。

(給水装置等の検査)

第26条 管理者は、給水装置、供給する水の水質または水道メーターについて、水道使用者等から請求があったときは、検査を行ない、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査について、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第 4 章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第27条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

- 2 給水装置を共同で使用するときの料金は、水道の各使用者が連帯してその納付義務を負担するものとし、総代人から徴収する。

(料 金)

第28条 料金は別表第2により算出した額（月の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合（その用途が船舶用又は臨時用である場合及び給水装置の種別が私設消火栓用である場合は除く。）にあっては、同表に掲げる基本水量の数値及び基本料金の額並びに従量水量の数値を、当該使用の期間に応じ、管理者が定めるところによりそれぞれ換算して算出した額）に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

(個別需要給水契約)

第29条 管理者は、別に定める条件に該当する水道の使用者と、個別に、基準となる使用水量(以下この条において「基準水量」という。)を定めて、給水契約(以下この条において「個別需給給水契約」という。)を締結することができる。

- 2 個別需給給水契約を締結した場合においては、基準水量を超える部分の従量料金に係る別表第2の規定の適用については、同表中「310円」とあるのは、「160円」とする。
- 3 管理者は、特に必要があると認めるときは、個別需給給水契約を締結している水道の使用者に対し、期間を定めて使用水量の減量を求めることができる。

- 4 前3項に定めるもののほか、個別需給給水契約について必要な事項は、管理者が別に定める。

(料金の算定)

第30条 管理者は、2月ごとの定例日に水道メーターにより使用水量を計量し、その使用水量をもって料金を算定する。ただし、管理者が必要があると認めたときは、2月ごとの計量によらないことができる。

- 2 2月ごとに計量した使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。

- 3 管理者は、必要があると認めたときは、使用水量の計量を第1項の定例日によらないことができる。

(使用水量の認定)

第31条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) 水道メーターに異常があったとき。

- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するときで、その使用水量を区分する必要があると認めたとき。

- (3) 使用水量が不明なとき。

- 2 前項の使用水量の認定は、前回計量した使用水量その他の事情を考慮して行なう。

(特別な場合における料金の算定)

第32条 削除

(概算料金の前納等)

第33条 建設工事その他の理由により、一時的に水道を使用しようとする者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算し、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。

(用途その他の認定)

第34条 用途その他の届出が、事実と相違するときは、管理者が認定する。

(料金の徴収方法)

第35条 料金は、払込み又は口座振替の方法により、2月ごとに徴収する。ただし管理者が必要があると認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第36条 手数料は、別表第3のとおりとし、申込みの際徴収する。

- 2 前項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(料金等の軽減又は免除)

第37条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料及び工事費その他の費用を、軽減し又は免除することができる。

第 5 章 管理及び取締り

(転売等の禁止)

第 38 条 水道の利用者は、船舶用その他管理者が必要と認めたもののほかは、浄水を他に転売し、または理由なく分与してはならない。

(給水装置の検査等)

第 39 条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置または受水槽以下の設備について検査し、水道利用者等に対し必要な処置を指示することができる。

(給水装置の構造及び材質)

第 40 条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「政令」という。）第 6 条に規定する基準及び管理者が別に定める基準に適合したものでなければならない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 40 条の 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第 6 条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第 6 条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第 41 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対して、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第 8 条の工事費、第 21 条第 4 項の修繕その他必要な処置に要する費用又は第 28 条の料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなくて、第 30 条の規定による使用水量の計量又は第 39 条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 水道の利用者が、水道の使用をやめたと認められるとき。
- (4) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(過 料)

第 42 条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科する。

- (1) 第 5 条第 1 項の承認を受けないで、給水装置工事をした者

- (2) 正当な理由がなくて、第18条第1項の規定による水道メーターの設置、第30条の規定による使用水量の計量、第39条の規定による検査又は前条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第21条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第28条の料金又は第36条第1項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第43条 詐欺その他不正の行為によって第28条の料金又は第36条第1項の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(給水装置の取りはずし)

第44条 管理者は、水道の利用者が水道の使用をやめたと認められ、かつ、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要と認めたときは、給水装置を分岐点から取りはずすことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在不明のとき。
- (2) 第41条第3号の規定により給水を停止したとき。

第 6 章 貯水槽水道

(設置者の責任)

第45条 貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の規定により当該簡易専用水道を管理し、及び当該簡易専用水道の管理の状況に関する検査を受ける責任を有する。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、市長が定めるところにより当該貯水槽水道を管理し、及び当該貯水槽水道の管理の状況に関する検査を行う責任を有する。

(管理者の関与)

第46条 管理者は、貯水槽水道に関し、必要があると認めるときは、次に掲げる関与を行うものとする。

- (1) 貯水槽水道の管理及び管理の状況に関する検査について、当該貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告をすること。
- (2) 貯水槽水道の管理の状況等について、当該貯水槽水道の利用者に対し、情報提供をすること。

第 7 章 雑 則

(委任規定)

第47条 この条例の施行について必要な事項は、第42条及び第43条を除き、管理者が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年1月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 門司市水道事業給水条例（昭和36年門司市条例第32号。以下「門司旧条例」という。）は、廃止する。

3 この条例施行の際、北九州水道組合給水条例（昭和33年北九州水道組合条例第1号）ならびに門司旧条例の規定によってなされた承認、検査その他の処分または申込、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分または手続とみなす。

(旧芦屋町水道給水条例に基づく処分又は手続の特例)

4 北九州市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び北九州市水道条例の一部を改正する条例（平成19年北九州市条例第30号。以下「改正条例」という。）の施行前に芦屋町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成19年芦屋町条例第16号）による廃止前の芦屋町水道給水条例（昭和43年芦屋町条例第7号。以下「芦屋町旧条例」という。）の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続で、改正条例の施行の日（次項において「改正条例施行日」という。）以後にこの条例の規定の適用を受けるべきものについては、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

(芦屋町から給水を受けていた者に係る使用水量の計量及び料金の算定の特例)

5 改正条例施行日の前日において芦屋町旧条例の規定により芦屋町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるもの（同一の給水装置により給水を受けるものに限る。）に係る料金で、芦屋町旧条例の規定による料金の算定がなされていないものについては、改正条例施行日以後の使用に係る料金と合わせて算定するものとする。この場合において、第30条第1項本文中「2月ごと」とあるのは「2月（北九州市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び北九州市水道条例の一部を改正する条例（平成19年北九州市条例第30号）の施行の日（以下この項において「改正条例施行日」という。）の前日において芦屋町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成19年芦屋町条例第16号）による廃止前の芦屋町水道給水条例（昭和43年芦屋町条例第7号。以下この項において「芦屋町旧条例」という。）の規定により芦屋町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるもの（同一の給水装置により給水を受けるものに限る。以下この項において同じ。）に係る料金で、芦屋町旧条例の規定による料金

の算定がなされていないものにあつては、当該料金の算定がなされていない期間を含む。次項において同じ。)ごと」と、「使用水量を計量し」とあるのは「使用水量(改正条例施行日の前日において芦屋町旧条例の規定により芦屋町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるものに係る料金で、芦屋町旧条例の規定による料金の算定がなされていないものにあつては、当該料金の算定がなされていない使用水量を含む。第3項において同じ。)を計量し」とする。

(旧水巻町上水道事業給水条例に基づく処分又は手続の特例)

6 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び北九州市水道条例の一部を改正する条例(平成24年北九州市条例第35号。以下「改正条例」という。)第2条の規定の施行前に水巻町水道事業の設置に関する条例等を廃止する条例(平成24年水巻町条例第19号)による廃止前の水巻町上水道事業給水条例(昭和36年水巻町条例第15号。以下「水巻町旧条例」という。)の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続で、改正条例第2条の規定の施行の日(次項及び第8項において「改正条例施行日」という。)以後にこの条例の規定の適用を受けるべきものについては、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

(水巻町から給水を受けていた者等に係る料金の特例)

7 改正条例施行日の前日において水巻町旧条例の規定により水巻町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるもの(同一の給水装置により給水を受けるものに限る。)に係る料金で、水巻町旧条例の規定による料金の算定がなされていないものについては、改正条例施行日以後の使用に係る料金と合わせて算定するものとする。この場合において、第30条第1項本文中「2月ごと」とあるのは「1月(北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び北九州市水道条例の一部を改正する条例(平成24年北九州市条例第35号)第2条の規定の施行の日(以下この項において「改正条例施行日」という。)の前日において水巻町水道事業の設置に関する条例等を廃止する条例(平成24年水巻町条例第19号)による廃止前の水巻町上水道事業給水条例(昭和36年水巻町条例第15号。以下この項において「水巻町旧条例」という。)の規定により水巻町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるもの(同一の給水装置により給水を受けるものに限る。以下この項において同じ。))に係る料金で、水巻町旧条例の規定による料金の算定がなされていないものにあつては、当該料金の算定がなされていない期間を含む。次項において同じ。)ごと」と、「使用水量を計量し」とあるのは「使用水量(改正条例施行日の前日において水巻町旧条例の規定により水巻町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるもの(同一の給水装置により給水を受けるものに限る。))に係る料金で、水巻町旧条例の規定による料金の算定がなされていないものにあつては、当該料金の算

定がなされていない使用水量を含む。第３項において同じ。)を計量し」とする。

付 則（昭和３９年３月３１日条例第９号）

この条例は、昭和３９年４月１日から施行する。

付 則（昭和４０年１２月２７日条例第５９号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和４１年１月１日から施行する。ただし、付則第３項から付則第５項までの改正規定は、昭和４１年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 門司区にあっては、この条例による改正後の北九州市水道条例第２８条および第２９条の規定にかかわらず、昭和４１年１月分から昭和４１年３月分までの料金および使用料は、それぞれ付則別表第１および付則別表第２により徴収するものとする。
- 3 この条例による改正前の北九州市水道条例付則第４項により効力を有することとされていた門司旧条例第３９条第１項の規定にもとづき前納された料金は、水道の使用を止めたとき精算のうえ返還する。

付 則（昭和４１年１２月２７日条例第５６号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和４２年１月１日から施行する。

付 則（昭和４２年１２月２１日条例第５８号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和４３年１月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第７条の規定中口径別納付金に係る部分は、この条例の施行の日以後に工事の申込みをした者から適用する。
- 3 改正後の別表第２の規定は、昭和４３年２月分として徴収する水道料金から適用する。

付 則（昭和４５年４月１日条例第２３号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和４５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北九州市水道条例第３０条第１項および第３５条の規定の適用については、昭和４５年４月分の水道料金に係る使用水量の計量および徴収ならびに水道メーター使用料の徴収に限り、なお従前の例によることができる。

付 則（昭和４７年３月３０日条例第２５号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和４７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第2の規定にかかわらず、昭和47年度第1期分4月の検針に係る水量のうちに、その2分の1の水量に係る料金の算定については、なお従前の例による。

付 則（昭和50年10月3日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の改正後の北九州市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第30条第1項の定例日（同条第3項の規定による日を含む。）に計量される使用水量は、各日均等に使用されたものとみなし、当該使用水量のうち施行日前の部分に係る料金の算定については、改正後の条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに承認された工事に係る口径別納付金及び手数料については、改正後の条例別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（昭和50年12月11日条例第54号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の北九州市税外歳入の督促手数料および延滞金条例、北九州市農業共済条例、北九州都市計画大里土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画山の手土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画上津役土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画大谷第二土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画引野土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画若松駅前土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画境川土地地区画整理事業施行規程、北九州市水道条例及び北九州市簡易水道条例の規定に基づきこの条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、改正後の北九州市税外歳入の督促手数料および延滞金条例、北九州市農業共済条例、北九州都市計画大里土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画山の手土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画上津役土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画大谷第二土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画引野土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画若松駅前土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画境川土地地区画整理事業施行規程、北九州市水道条例及び北九州市簡易水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（昭和56年7月1日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに承認された工事に係

る納付金及び手数料については、改正後の北九州市水道条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日以後最初の改正後の条例第30条第1項の定例日（同条第3項の規定による日を含む。）に計量される使用水量は、同条第2項の規定にかかわらず、各日均等に使用されたものとみなし、当該使用水量のうち施行日前の部分に係る料金の算定については、改正後の条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（昭和62年10月2日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和62年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の改正後の北九州市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第30条第1項の定例日（同条第3項の規定による日を含む。）に計量される使用水量は、同条第2項の規定にかかわらず、各日均等に使用されたものとみなし、当該使用水量のうち施行日前の部分に係る料金の算定については、改正後の条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに承認された工事に係る手数料については、改正後の条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成元年3月30日条例第13号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第1条中北九州市水道条例第28条の改正規定（以下「第28条の改正規定」という。）は、同年6月1日から施行する。

（水道料金に関する経過措置）

- 2 第28条の改正規定の施行の日以後最初の第1条の規定による改正後の北九州市水道条例（以下「改正後の水道条例」という。）第30条第1項の定例日（同条第3項の規定による日を含む。）に計量される使用水量は、同条第2項の規定にかかわらず、各日均等に使用されたものとみなし、当該使用水量のうち、第28条の改正規定の施行の日前の部分に係る料金の算定については、改正後の水道条例第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成10年3月27日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第42条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第42条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成１３年６月１８日条例第２９号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成１３年９月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに承認された工事に係る納付金については、改正後の北九州市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第７条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後最初の改正後の条例第３０条第１項の定例日（同条第３項の規定による日を含む。）に計算される使用水量は、同条第２項の規定にかかわらず、各日均等に使用されたものとみなし、当該使用水量のうち施行日前の部分に係る水道料金の算定については、改正後の条例第２８条及び別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日までに承認された工事に係る手数料については、改正後の条例別表第３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成１４年１２月９日条例第７５号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。ただし、第４０条並びに第４０条の２第１項及び第２項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成１６年４月１日から施行する。ただし、第３５条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合の水道料金の算定に係る使用の期間に、この条例の施行の日前の日を含むときの当該期間に係る水道料金の額の算出については、改正後の第２８条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

付 則（平成１９年６月２９日条例第３０号）

この条例は、平成１９年１０月１日から施行する。

付 則（平成２０年１２月１２日条例第６３号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第２８条及び別表第２の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の定例日（北九州市水道条例第３０条第１項の定例日をいい、同条第３項の規定による日を含む。以下同じ。）に計量される使用水量に係る料金の算定から適用し、施行日の前日までの定例日に計量された使用水量に係る料金の算定については、なお従前の例による。

付 則(平成24年6月26日条例第35号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに申込みのあった工事に係る納付金については、改正後の北九州市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに申込みのあった給水装置の新設の工事及び既設水道メーターの口径を増す改造の工事に係る納付金については、改正後の北九州市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第28条の規定は、施行日以後の使用に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、施行日の前日までの使用に係る料金については、なお従前の例による。

- 4 施行日の前日において改正前の北九州市水道条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により給水を受けていた者で施行日以後引き続き改正後の条例の規定により給水を受けるものに係る、施行日から令和元年10月31日までの間の改正後の条例第30条第1項に規定する定例日（同条第3項の規定により管理者が使用水量の計量をする日を含む。以下「定例日」という。）に計量された使用水量に係る改正後の条例第28条に規定する算出した額（施行日以後最初の定例日が同月31日後であるものに係るもの（以下「特定算出額」という。）にあっては、当該特定算出額のうち、次項に定める金額に限る。）に係る部分の料金の算定については、前項の規定にかかわらず、改正前の条例第28条の規定を適用する。

- 5 前項に規定する金額は、特定算出額を前回定例日（その直前の料金の額の算定に係る定例日をいう。以下同じ。）から施行日以後最初の定例日までの期間の月数で除し、これに前回定例日から令和元年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額とする。

- 6 前項に規定する月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

付 則

(施工期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

付則別表（平 2 4 条例 3 5 ・追加）

種別、 用途及び口径			料率(1月につき)	基本水量及び 基本料金	超過水量及び超過料金(1立方メートルにつき)			
				10立方メートル までの分	11立方メートル から20立方 メートルまで の分	21立方メートル から40立方 メートルまで の分	40立方メートル を超える分	
専用	一般用	13ミリ メートル	1,417円	220円	293円	324円		
		20ミリ メートル	1,680円					
		25ミリ メートル	1,732円					
		40ミリ メートル	1,890円					
		50ミリ メートル	3,570円					
		75ミリ メートル	4,200円					
		100ミリ メートル	5,040円					
	臨時用		3,780円	377円				
共用(1戸につき)			1,417円	220円	293円	324円		
私設消火栓用			演習1回10分ごとに1,050円					

注 共用給水装置の水量は各戸均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各戸の水量を認定することができる。

付則別表第 1

料率(1月につき) 種別および用途		基本料金		超過料金	
		水量	料金	水量	料金
専用	一般専用	8立方メートルまで	140円	1立方メートルにつき	31円
	鉄道用	100立方メートルまで	1,500円	1立方メートルにつき	31円
	工場用	100立方メートルまで	1,500円	1立方メートルにつき	31円
	観賞および散水用	10立方メートルまで	500円	1立方メートルにつき	31円
	プール用	1立方メートルにつき 31円			
	浴場営業用	100立方メートルまで	1,500円	1立方メートルにつき	24円
	船舶用	1立方メートルにつき 31円			
	臨時用	8立方メートルまで	300円	1立方メートルにつき	60円
私設消火せん用		1立方メートルにつき 31円			
共用		1世帯につき6立方メートルまで	100円	1立方メートルにつき	28円

付記

- (1) 「一般専用」とは、付記第2号から第10号までの各号に属しないその他のものの用に使用するものをいう。
- (2) 「鉄道用」とは、日本国有鉄道がその事業の用に使用するものをいう。
- (3) 「工事用」とは、次に掲げる要件を備えた工場の用に使用するものをいう。
 ア 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3条に規定する事業所のうち物の製造、加工または修理を行うものであること。
 イ 1月分の使用水量が100立方メートル以上もしくは100立方メートル以上と認められるものであること。
 ウ 給水管の口径が20ミリメートル以上のものであること。
- (4) 「観賞および散水用」とは、もっぱら観賞の用に使用するものおよび道路等散水の用に使用するものをいう。
- (5) 「プール用」とは、水泳を目的としたプールの用に使用するものをいう。
- (6) 「浴場営業用」とは、一般公衆浴場の用に使用するものをいう。
- (7) 「船舶用」とは、船舶の用に使用するものをいう。
- (8) 「臨時用」とは、建設工事その他で臨時の用に使用するものをいう。
- (9) 「私設消火せん用」とは、私設消火せんであって消防演習の用に使用するものをいう。
- (10) 「共用」とは、屋外の同一給水せんにより2世帯以上が家事の用に使用するものをいう。

付則別表第 2

口径	料金（1月につき）	口径	料金（1月につき）
20ミリメートル以下	20円	125ミリメートル以下	500円
40ミリメートル以下	80円	150ミリメートル以下	600円
50ミリメートル以下	200円	200ミリメートル以下	800円
75ミリメートル以下	300円	250ミリメートル以下	1,000円
100ミリメートル以下	400円		

別表第1（第7条関係）（昭和56条例31・全改）

水道メーターの口径	金 額
13 ミリメートル	44,000 円
20 ミリメートル	72,000 円
25 ミリメートル	220,000 円
40 ミリメートル	734,000 円
50 ミリメートル	1,280,000 円
75 ミリメートル	3,530,000 円
100 ミリメートル	7,210,000 円
150 ミリメートル	20,000,000 円
200 ミリメートル	40,000,000 円
250 ミリメートル	71,000,000 円
300 ミリメートル以上	112,000,000 円

別表第2（第28条関係）（平20条例63・全改）

種別、用途及び口径			料率（1月につき）	基本水量	使用水量及び従量料金(1立方メートルにつき)					
					1立方メートルから10立方メートルまでの分	11立方メートルから25立方メートルまでの分	26立方メートルから50立方メートルまでの分	51立方メートルから200立方メートルまでの分	201立方メートルから1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
専用	一般用	13ミリメートル	680円	10円	122円	156円	208円	288円	310円	
		20ミリメートル	900円							
		25ミリメートル	1,260円							
		40ミリメートル	4,500円	122円						
		50ミリメートル	9,840円							
		75ミリメートル	21,600円							
		100ミリメートル	45,200円							
		150ミリメートル	124,100円							
		200ミリメートル	255,700円							
		250ミリメートル	432,000円							
		300ミリメートル以上	687,000円							
	湯屋用		680円	10円	78円					
	船舶用		—	200円						
	臨時用		—	370円						
共用			520円	10円	102円					
私設消火栓用			演習1回10分ごとに1,370円							

別表第3（第36条関係）

区 分	給水管の口径	単 位	金 額	備 考
給水装置工事業者の指定手数料 又は指定更新手数料	—	1 件につき	1 0, 0 0 0 円	
設計審査手数料	2 5 ミリメートル以下	1 件につき	2, 4 0 0 円	給水管の口径が2 5 ミリメートル以下の給水装置に係る改造工事のうち、水洗化に伴い給水栓を増加する工事については、徴収しない。
	4 0 ミリメートル	1 件につき	5, 0 0 0 円	
	5 0 ミリメートル	1 件につき	7, 2 0 0 円	
	7 5 ミリメートル	1 件につき	1 5, 1 0 0 円	
	1 0 0 ミリメートル以上	1 件につき	2 7, 3 0 0 円	
工事検査手数料	2 5 ミリメートル以下	1 件につき	3, 1 0 0 円	給水管の口径が2 5 ミリメートル以下の給水装置に係る改造工事のうち、水洗化に伴い給水栓を増加する工事については、1 件につき、1, 5 5 0 円を徴収する。
	4 0 ミリメートル	1 件につき	5, 7 0 0 円	
	5 0 ミリメートル	1 件につき	8, 6 0 0 円	
	7 5 ミリメートル	1 件につき	1 6, 9 0 0 円	
	1 0 0 ミリメートル以上	1 件につき	2 9, 8 0 0 円	
給水装置の構造及び材質の基準適合確認手数料	2 5 ミリメートル以下	1 件につき	1 3, 3 0 0 円	
	4 0 ミリメートル	1 件につき	2 6, 0 0 0 円	
	5 0 ミリメートル	1 件につき	3 7, 4 0 0 円	
	7 5 ミリメートル	1 件につき	7 8, 1 0 0 円	
	1 0 0 ミリメートル以上	1 件につき	1 4 1, 3 0 0 円	
各種証明手数料	—	1 件につき	3 0 0 円	

注 この表に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収する。

北九州市水道条例施行規程

〔 昭和 3 9 年 1 月 1 日
水管規程第 1 3 号 〕

(世帯数の認定)

第 1 条 水道料金算定の基礎となる世帯数の認定は、管理者が行なう。

(用途の定義)

第 1 条の 2 北九州市水道条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 1 1 9 号。以下「条例」という。）別表第 2 の種別、用途及び口径欄の「用途」とは、次のものをいう。

- (1) 「一般用」とは、次号から第 6 号までのいずれにも属さないその他のものの用に使用するものをいう。
- (2) 「湯屋用」とは、北九州市公衆浴場法施行条例（平成 24 年北九州市条例第 58 号）第 2 条第 1 号に規定する普通公衆浴場の用に使用するものをいう。
- (3) 「船舶用」とは、船舶の用に使用するものをいう。
- (4) 「臨時用」とは、建設工事、仮設演芸場、海水浴場等の一時的な用に使用するものをいう。
- (5) 「共用」とは、2 世帯以上で共用し、給水装置は屋外に設置し、家事の用に使用するものをいう。
- (6) 「私設消火せん用」とは、消防演習の用に使用するものをいう。

(給水装置工事申込書)

第 1 条の 3 条例第 5 条第 1 項に規定する給水装置工事の申込みは、給水装置工事申込書によるものとする。

(分岐引用の場合の給水管所有者承諾)

第 2 条 他人の給水管から分岐引用しようとする者は、給水装置工事申込書に給水管所有者の承諾書を添付しなければならない。ただし、給水装置工事申込書に給水管所有者の承認の認印をうけて、これに代えることができる。

(分岐引用者への通知)

第 3 条 前条の分岐引用管のある給水管所有者は、給水装置の改造または撤去の工事をしようとする場合で分岐引用者の給水装置に支障を生ずるおそれがあるときは、分岐引用者に通知しなければならない。

(私設消火せんの設置および封かん)

第 4 条 私設消火せんは、管理者が封かんする。

- 2 私設消火せんを消防用に使用したときは、鎮火後ただちに届け出て、再び封かんを受けなければならない。
- 3 私設消火せんを演習のため使用するとき、その前日までに管理者に届け出て承認

を得なければならない。

- 4 第1項および第2項の規定にかかわらず水道メーターを設置した私設消火せんについて封かんしないことができる。

(給水装置工事の変更及び取消)

第5条 給水装置工事の申込みをした後、その設計を変更し、又は給水装置工事の申込みを取消そうとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 給水装置工事の申込者が、工事費の概算額を通知の日から60日を経過しても納入しないときは、その給水装置工事の申込みを取消したものとみなす。ただし、特別な理由があると管理者が認めたときは、この限りでない。

(管理者の承認を必要としない修繕)

第5条の2 条例第5条第1項の管理者が別に定める修繕は、水道メーターより下流側の給水装置の修繕とする。

(給水装置工事施行上の責任)

第6条 管理者が行なった給水装置の工事によって家屋、庭園、その他工作物に加工したときにおいても管理者が、必要と認める補修を行なうほかは、現状に復する責任を負わない。

(水道の利用者等に行わせることができる修繕)

第6条の2 条例第21条第2項ただし書の規定により水道の利用者又は給水装置の所有者に行わせることができる修繕その他の処置は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。

(修繕費の軽減又は免除)

第6条の3 条例第21条第4項の規定により、水道の利用者又は給水装置の所有者が負担する費用のうち、2戸以上に給水する公道下の給水装置が次の各号のいずれかに該当するものについて、管理者は、その費用を軽減し、又は免除することができる。

- (1) 給水装置の所有者が明確でないもの。
- (2) 給水装置の所有者が破産等で管理能力がないもの。

第7条 削除

(水道メーターの管理責任)

第8条 水道メーターの設置場所には検針、取替等に支障となる物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

- 2 前項の規定に違反した場合、管理者はその位置を変更し、その工事に必要は費用を利用者又は所有者から徴収する。ただし、管理者は、特に必要があると認めるときは、当該費用を徴収しないことができる。

(水道メーター盗難の場合の届出)

第9条 水道メーターが、盗難にあったときは、水道の利用者はただちに盗難報告書

に盗難届提出証明書を添えて、管理者に届け出なければならない。

(所有権取得の届出)

第10条 給水装置の所有権を取得し、権利義務を承継したものは、前所有者と連署の上届け出るものとする。ただし、前所有者の連署が得られないときは事情をのべて管理者の承認を得なければならない。

(未納料金の完納)

第11条 水道の利用者または給水装置の所有者が、水道の使用を中止しようとする場合、もしくは給水装置の撤去をしようとする場合で料金、手数料もしくは工事費等で未納があるときは、ただちに完納しなければならない。

(船舶用給水の販売)

第12条 船舶用水を販売しようとする者は、次の各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 経歴書、身分証明書および戸籍謄本、ただし、法人にあっては、設立登記謄本、定款
- (2) 船舶給水に従事する役員および従業員の名簿
- (3) 財産目録
- (4) 住民税および固定資産税の納税証明書
- (5) その他管理者が必要と認める書類

(許可の要件)

第13条 船舶用水を販売することができるものは、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 北九州市内に営業所を有すること。
- (2) 船舶給水に必要な器材および施設を保有すること。
- (3) 相当の資産および信用があること。
- (4) 業務に必要な従業員を常時雇用していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)でないこと。
- (6) 法人の場合にあっては、その役員(船舶用水の販売に従事する者に限る。)のうちに暴力団員がいないこと。
- (7) その使用人で北九州市内の営業所を代表するもの(船舶用水の販売に従事する者に限る。)のうちに暴力団員がいないこと。
- (8) その事業活動が暴力団員によって支配されていると認められないこと。

(許可の期間)

第14条 条例第38条の規定にもとづく販売の許可の有効期間は、2年とする。

2 前項の期間を更新しようとするときは、期日満了の日の1月前までに管理者に継続

許可願を提出しなければならない。

(許可の取消し)

第 1 4 条の 2 管理者は、船舶用水の販売許可を受けた者（以下「船舶給水業者」という。）が第 1 3 条各号に掲げる要件を備えていないことが判明したときは、その許可を取り消すものとする。

(書類の提出の要求)

第 1 4 条の 3 管理者は、必要と認めるときは、船舶給水業者に対し、第 1 2 条各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

(保証金)

第 1 5 条 船舶給水業者は、承認の通知を受けた日から 5 日以内に船舶給水業務に関する保証金（以下「保証金という。」）として管理者が定める額を市に預託しなければならない。ただし、官公署その他で管理者が保証金の預託の必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の保証金は、額面金額が同額以上の国債若しくは地方債又は管理者が時価により計算した社債、株券その他の有価証券をもってこれに代えることができる。

3 第 1 項の保証金は料金の未納等があるとき、管理者は料金に充当する。

4 保証金は、許可期間の満了のときに船舶給水業者に還付する。

5 保証金には利子をつけない。

(船舶給水せんの指定)

第 1 6 条 船舶給水業者は、管理者の指定する船舶給水せんから浄水の供給を受けるものとする。

(船舶給水業者の義務)

第 1 7 条 船舶給水業者が、船舶に給水する場合の浄水の価格は、管理者の承認を受けた額でなければならない。

(特別な場合における使用水量の数値等の算定等)

第 1 8 条 条例第 2 8 条に規定する月の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合の料金の算出に係る条例別表第 2 に掲げる基本水量の数値及び基本料金の額並びに従量水量の数値の換算については、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により換算して得た使用水量の数値に基づき算出した額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 第 1 項の規定により換算して算出された料金（月の中途において水道の使用を中止した場合に限る。）は、その都度徴収する。

4 共用給水装置に係る使用水量は、各世帯均等に使用したものとみなす。

(概算料金)

第 1 8 条の 2 条例第 3 3 条第 1 項の管理者が定める概算料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 一時的に使用する施設の建築面積が200平方メートル未満のとき 2万円
 - (2) 一時的に使用する施設の建築面積が200平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 4万円
 - (3) 一時的に使用する施設の建築面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき 6万円
 - (4) 一時的に使用する施設の建築面積が3,000平方メートル以上のとき 10万円
 - (5) 下水道管等の洗浄工事 10万円
- 2 前項各号によりがたいときは、管理者は別に概算料金を定めることができる。
(異動にかかる料金)

第19条 料金を調定したのち、その算定基準に異動があったときは、翌月分以降の料金において精算することができる。

(料金の徴収方法及び納期限)

第20条 料金の徴収方法は、払込み又は口座振替とする。

- 2 料金の納期限は、払込みの場合にあっては納入通知書を発送した日から10日、口座振替の場合にあっては管理者が別に定める振替指定日とする。

(共同住宅)

第20条の2 管理者は、受水槽設備を有し6世帯以上が共同で条例第4条第1号に規定する専用給水装置を専ら家事の用に使用している住宅で受水槽以下の装置が次に定める条件に適合している場合は、世帯ごとに使用水量の計量及び料金の徴収を行うことができる。

- (1) 受水槽以下の設備が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条及び北九州市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（平成9年北九州市水道局管理規程第8号）に定める基準に適合していること。
 - (2) 水道メーターが、戸別に設置され、かつ、その水道メーターが管理者の定める基準に適合していること。ただし、地上6階以上の共同住宅にあっては、すべての世帯に遠隔指示メーターを設置していること。
 - (3) その他管理者が必要と認める条件を満たしていること。
- 2 前項の規定により世帯ごとの計量及び徴収を希望する者は、総代人を選定し、管理者に申請しなければならない。
- 3 第1項の規定により計量し及び徴収する場合の料金は、世帯ごとの水道メーターの口径により算定するものとする。

(集合住宅)

第20条の3 前条に該当する場合を除き、2世帯以上で条例第4条第1号に規定する専用給水装置を専ら家事の用に使用している住宅の使用水量は、各世帯均等に使用したものとみなす。

(受水槽以下の整備)

第 2 1 条 管理者は、条例第 3 9 条の規定により必要があるときは、受水槽以下の設備の工事施行者または所有者に対し、設計書および図面等の提出を求め、かつ、それを審査し指導することができる。

第 2 2 条 削除

(様 式)

第 2 3 条 この規程に定める水道事業に関する通知書および申込書等の様式は別に定める。

付 則

1 この規程は、昭和 3 9 年 1 月 1 日から施行する。

2 門司水道事業給水条例施行規則（昭和 3 6 年門司市規則第 3 5 号。以下「門司給水規則」という。）は、廃止する。

(料金の算定の特例)

3 条例付則第 7 項の規定により読み替えて条例第 2 8 条の規定の適用を受ける者に係る料金については、条例第 3 0 条第 1 項ただし書の規定により、1 月ごとの定例日に水道メーターにより使用水量を計量し、その使用水量をもって料金を算定することとする。

(特別な場合における使用水量の数値等の算定等の特例)

4 条例付則第 7 項の規定により読み替えて条例第 2 8 条の規定の適用を受ける者に係る第 1 8 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、当分の間、同条第 1 項中「条例別表第 2」とあるのは「条例付則別表」と、「及び使用水量」とあるのは「並びに基本水量及び超過水量」と、「別表に」とあるのは「付則別表に」とし、同条第 2 項中「使用水量」とあるのは「超過水量」とする。

付 則 別 表 (平 2 4 水管規程 1・追加)

換算するもの		換算の方法
(1) 条例付則別表に掲げる基本水量の数値		換算する数値に、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じる。
(2) 条例付則別表に掲げる基本料金の額		換算する額に、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じる。
(3) 条件付則別表に掲げる超過水量の数値	ア 1 1 及び 2 1	換算する数値から 1 を減じて得た数値に使用日数を対象日数で除して得た数を乗じて、0. 1 を加える。
	イ 2 0 及び 4 0	換算する数値に、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じる。

注

1 使用日数は、月の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合の料金の算定に係る使用の期間の日数とする。

2 対象日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 月の中途における使用の開始の場合（当該使用を中止した場合で、当該使用の期間に定例日がないときを含む。） 使用を開始した日以後の最初の定例日の属する月の前月の当該定例日の応当日の翌日から当該定例日までの日数

(2) 月の中途における使用の中止の場合 使用を中止した日以前の直近の定例日の翌日から当該定例日の属する月の翌月の当該定例日の応当日までの日数

3 換算後の基本水量又は超過水量の数値に小数点以下第1位未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

4 換算後の基本料金の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

付 則（昭和39年4月1日水管規程第23号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年12月28日水管規程第9号）

この規程は、昭和41年1月1日から施行する。

付 則（昭和45年4月1日水管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和47年4月1日水管規程第3号）抄

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年3月31日水管規程第2号）

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和50年7月1日水管規程第3号）

この規程は、昭和50年7月1日から施行する。

付 則（昭和50年10月3日水管規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和59年12月21日水管規程第4号）抄

（施行期日）

1 この規程は、昭和60年1月1日から施行する。

付 則（平成3年12月16日水管規程第8号）

この規程は、平成3年12月17日から施行する。

付 則（平成5年10月6日水管規程第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成１０年３月３１日水管規程第２号）

この規程は、平成１０年４月１日から施行する。

付 則（平成１５年３月１７日水管規程第２号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成１６年４月１日水管規程第６号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成１６年４月１日水管規程第６号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成１７年３月４日水管規程第１号）

この規程は、平成１７年３月７日から施行する。

付 則（平成２１年３月２７日水管規程第３号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

付 則（平成２３年３月２２日水管規程第１号

（施行期日）

１ この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の第１３条第５号から第８号までの規定は、この規程の施行の日以後に北九州市水道条例（昭和３８年北九州市条例第１９号）第３８条の規定に基づく船舶用水の販売の許可（北九州市水道条例施行規程第１４条第２項に規定する期間の更新を含む。）を受けようとする者から適用する。

３ この規程の施行の際現に前項の許可を受けている者が改正後の第１３条第５号から第８号までに掲げる要件を備えていないことが判明したときは、管理者は、当該許可を受けている者に対し、一定の期間を定めて当該要件を備えるよう勧告するものとする。

４ 管理者は、前項に規定する勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、同項の許可を取り消すものとする。

付 則（平成２４年９月２８日水管規程第１号）

この規程は、平成２４年１０月１日から施行する。

付 則（平成２５年３月１５日上下水管規程第１号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

別 表（第 18 条関係）（平 16 水管規程 6・追加、平 21 水管規程 3・一部改正）

換算するもの		換算の方法
（１）条例別表第 2 に掲げる基本料金の額		換算する額に、対象月数を乗じ、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じる。
（２）条例別表第 2 に掲げる使用水量の数値のうち 1 立方メートルから 1, 0 0 0 立方メートルまでの分のもの	ア 1、1 1、2 6、5 1、及び 2 0 1	換算する数値から 1 を減じて得た数値に、対象月数を乗じ、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じて、0. 1 を加える。
	イ 1 0、2 5、5 0、2 0 0 及び 1, 0 0 0	換算する数値に、対象月数を乗じ、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じる。
（３）条例別表第 2 に掲げる使用水量の数値のうち 1, 0 0 0 立方メートルを超えるもの	1, 0 0 0	換算する数値に、対象月数を乗じ、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じて、0. 1 を加える。

注

1 対象月数は、使用水量の計量が 1 月ごとに行われる場合にあっては 1、2 月ごとに行われる場合にあっては 2 とする。

2 使用日数は、月の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合の料金の算定に係る使用の期間の日数とする。

3 対象日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

（１） 月の中途における使用の開始の場合（当該使用を中止した場合で、当該使用の期間に定例日がないときを含む。）

ア 使用水量の計量が 1 月ごとに行われるとき 使用を開始した日以後の最初の定例日の属する月の前月の当該定例日の応当日の翌日から当該定例日までの日数

イ 使用水量の計量が 2 月ごとに行われるとき 使用を開始した日以後の最初の定例日の属する月の前々月の当該定例日の応当日の翌日から当該定例日までの日数

（２） 月の中途における使用の中止の場合

ア 使用水量の計量が 1 月ごとに行われるとき 使用を中止した日以前の直近の定例日の翌日から当該定例日の属する月の翌月の当該定例日の応当日までの日数

イ 使用水量の計量が 2 月ごとに行われるとき 使用を中止した日以前の直近の定例

日の翌日から当該定例日の属する月の翌々月の当該定例日の応当日までの日数

4 換算後の使用水量の数値に小数点以下第1位未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

5 換算後の基本料金の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

北九州市上下水道局口径別納付金規程

〔 昭和 4 2 年 1 2 月 2 8 日 〕
〔 水 管 規 程 第 1 9 号 〕

(趣 旨)

第 1 条 この規定は、北九州市水道条例（昭和 38 年北九州市条例第 119 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項に規定する口径別納付金（以下「納付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(納付金の範囲)

第 2 条 納付金は、給水装置の新設又は水道メーターの口径（以下「口径」という。）増変更をしようとするときに納入するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 臨時用及び私設消火栓用の給水装置の新設又は既設口径の増変更をしようとするとき。
- (2) 上下水道局長が上下水道局の費用で、給水装置の新設又は口径の増変更をしようとするとき（受託に係るときを除く。）。

(口径増変更)

第 3 条 口径の増変更にかかる納付金は、新口径にかかる納付金と旧口径にかかる納付金の差額とする。

(納 入)

第 4 条 申込者は、工事を申込むときは、条例第 9 条の工事費の概算額にあわせて納付金を納入しなければならない。

付 則

この規程は、昭和 43 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 47 年 4 月 1 日水管規程第 3 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の改正規程の施行前に設置されている給水装置（工事申込済のものを含む。）については、改正後の北九州市水道条例（昭和 38 年北九州市条例第 119 号）別表第 1 に規定する口径別納付金が納入されているものとみなす。

付 則（平成 24 年 3 月 30 日水管規程第 4 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市上下水道局口径別納付金の取扱基準

北九州市上下水道局口径別納付金規程(昭和42年北九州市水道局管理規程第19号。以下「規程」という。)の施行について第2条及び第3条に定める事項の取扱いを適正かつ合理的に行うため、必要な基準を次のとおり定める。

第1 口径別納付金(以下「納付金」という。)の納入の範囲に関する事項

納付金納入の対象(規程第2条)

- (1) 給水装置の新設工事をしようとするとき。
- (2) 臨時用又は私設消火栓用の給水装置を他の専用又は共用の給水装置に変更しようとするとき。
- (3) 給水装置の口径変更工事をしようとする者。
 - ア 既設給水装置の水道メーターの口径(以下「口径」という。)を増大しようとするとき。
 - イ 既設給水装置の統合をしようとするとき。
 - ウ 既設給水装置の分割をしようとするとき。

第2 納付金の算定に関する事項

1 口径

北九州市水道条例(昭和38年北九州市条例第119号。以下「条例」という。)別表第1に定める「水道メーターの口径」とは、当該給水装置に設置したメーターの口径をいい、受水槽を設置した共同住宅については、受水槽の上流に設置したメーターの口径をいう。

2 納付金の算定(規程第2条及び第3条)

- (1) 給水装置の新設
 - 条例別表第1に定める額とする。
- (2) 給水装置の口径変更
 - ア 既設給水装置の口径変更
 - 変更しようとする給水装置の口径(以下「新口径」という。)が既設給水装置の口径(以下「旧口径」という。)より増すときは新口径と旧口径との納付金の差額とする。
 - イ 既設給水装置の統合
 - 既設の2個以上の給水装置を1個に統合しようとするときは、新口径の納付金と旧口径の納付金の和との差額とする。
 - ウ 既設給水装置の分割
 - 既設の1個の給水装置を2個以上の給水装置に分割しようとするときは、新口径の納付金の和と旧口径の納付金の差額とする。

第3 補則に関する事項

- 1 既設給水装置の給水管の口径変更の場合において、新口径の納付金が旧口径の納付金(統合による合算を含む。)より少ないときは、その差額は還付しない。
- 2 既設給水装置の給水管の口径変更の場合の納付金の算定にあたっては、条例別表第1を適用し、給水装置の口径300ミリメートル以上のものは、300ミリメートルとして計算する。

第4 実施期日

この基準は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。